

平成 30 年 4 月から

整骨院・接骨院等での施術について照会を行います

平成 30 年 4 月から医療費適正化対策の一環として、組合員証・被扶養者証を使用して柔道整復師（整骨院や接骨院等）の施術を受けた方のうち、施術内容について調査が必要となった方に対して委託業者から照会文書をご自宅へ送付しますので、照会対象者ご自身がお返事くださいますようお願いいたします。

なお、今回の照会により回答いただいた個人情報については、療養費支給申請書の内容審査及び当組合の事務処理に限定して使用し、他の目的には一切使用しません。

● 照会時期

平成 30 年 7 月から照会対象者のご住所に発送する予定です。その後毎月実施します。

● 照会対象者

組合員証・被扶養者証を使用して柔道整復師等の施術を受けた方のうち、長期受診や負傷原因、施術回数等から調査が必要となった方。

● 照会方法

下記の委託業者から、照会対象となった方のご自宅に照会文書が送付されます。お手数ですが負傷原因や施術回数等をご確認いただき、対象者ご自身が回答書にご回答くださいますようお願いいたします。回答書は同封の返信用封筒にて返送してください。

回答書の提出先
および問合せ先

委託業者 〒 151-0053 東京都渋谷区代々木 2-7-7
株式会社オークス おからだ相談室 Tel 03-5302-1035